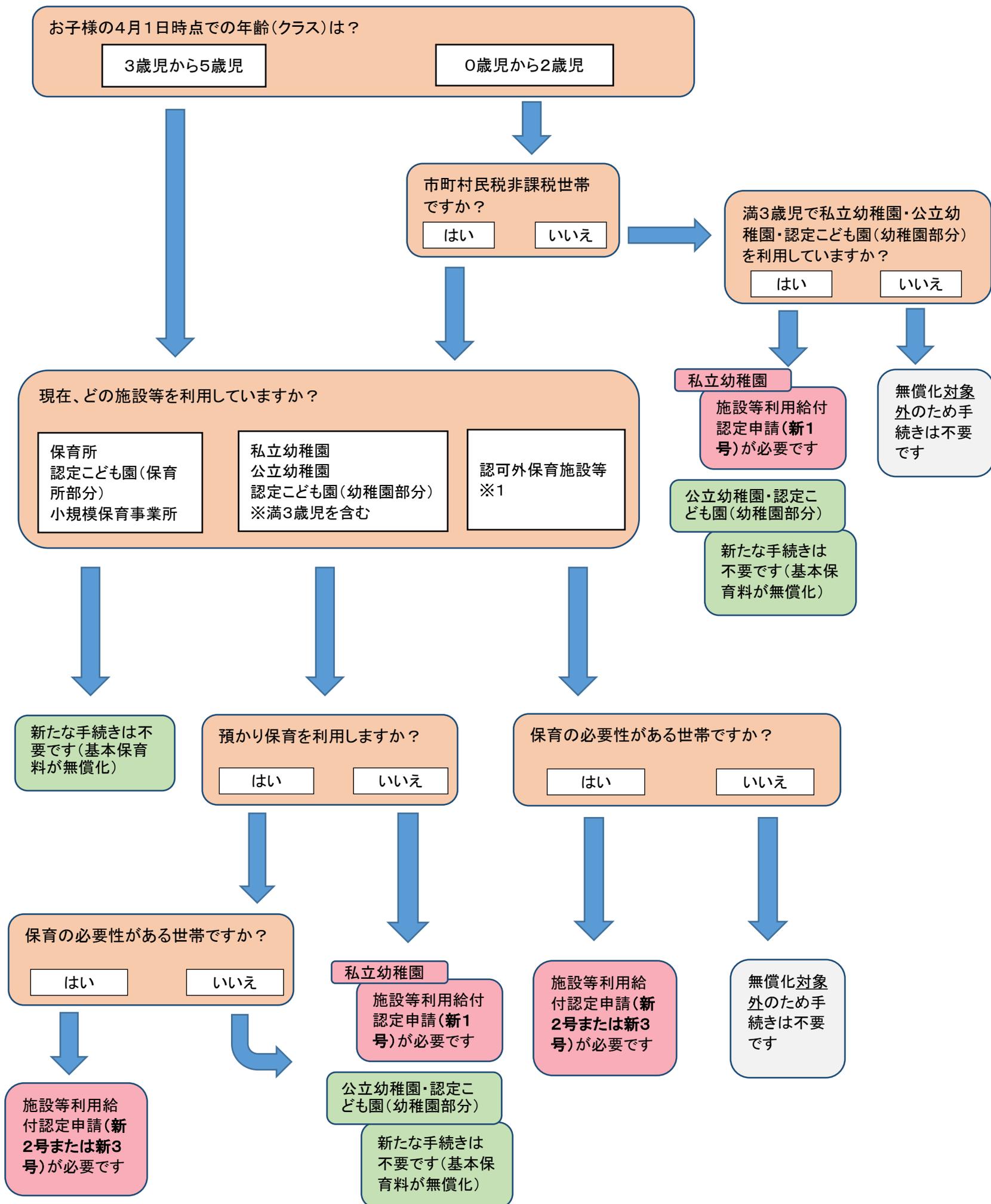


手続き確認フロー図



※1 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの利用の場合は対象外）が対象です。なお、認可保育所等を利用している場合は対象となりません。